



石木ダム／長崎県・川棚川水系石木川

建設予定地は、13世帯60人が暮らす自然豊かなふるさと

長崎県と佐世保市は長崎県東彼杵郡川棚町に石木ダムを建設するため、2014年9月5日、反対地権者の土地の強制収用を可能にする裁決申請に踏み切りました。今回申請の対象となったのは約5,000㎡の農地ですが、今後収用の対象になる約145,000㎡の土地には13世帯60人の人々が暮らしています。石木ダムの建設は、その住民の暮らしを破壊するとともに、清流石木川に生息する絶滅危惧種のヤマトシマドジョウをはじめ多くの川魚やゲンジボタルなど、貴重な生態系を破壊してしまいます。さらに石木川が水質は悪化することで、本流の川棚川や大村湾への影響も大変心配されています。

1. 概要

石木ダムの建設予定地は長崎県東彼杵郡川棚町。長崎県と佐世保市が、大村湾に注ぐ川棚川に河口から約2kmで合流する、流路延長約4.6kmの小河川・石木川の上流2kmに計画している。

- 建設目的：①水道用水の確保、②洪水調節、③流水の正常な機能の維持、の多目的ダム
- ダムの高さ：55.4m ダムの長さ：234m
- ダム事業費：285億円。

※ この他に導水施設や浄水場などの水道施設整備等の費用も含めると、総事業費は538億円と見込まれている。そのうち佐世保市負担金は298億円。平成25年時点でのダム事業の事業費ベースの進捗率は51.8%。



2. 沿革

- 1962年 ダム建設計画が持ち上がる。
- 1972年 計画が具体的に動き出す。長崎県が地元と「地元の同意なしに計画を進めない」と覚書きを交わす。
- 1975年 地元「反対同盟」を結成して、石木ダム建設の計画に反対。
- 1982年 長崎県が機動隊を導入して強制測量を実施
- 2009年 長崎県はダム建設に反対を続ける地権者の土地等を強制収用するため、国に対して土地収用法に基づく事業認定申請。※中村長崎県知事は、県知事選挙で「強制収用はしない」と公約し、また県議会など公の場での同様の言明をしていた。
- 2013年9月、事業認定される。
- 2014年9月、長崎県と佐世保市はダム建設に反対してきた13世帯60人が暮らす土地の強制収用を可能にするため、第一次裁決申請に踏み切る。※建設用地のうち、105世帯から81%は買取済み。但し、道路もダム本体も未着工
- 2014年12月24日、長崎県は第二次強制収用裁決申請に向けて補償額を算定するため、1月中旬にも家屋調査や測量のため立ち入り調査実施を発表。
- 2015年1月13日～16日、長崎県は上記立ち入り調査を実施したが、地権者が阻止。

3. 石木ダム事業の問題点

- 石木ダムの必要性が乏しい
- ✓ 利水目的：水需要の架空予測と保有水源の過小評価により、水源不足の虚構がつくられている。
- ✓ 治水目的：川棚川は河道整備を行えば、必要な治水安全度が確保されるので、石木ダムは不要
- ✓ 環境影響：適切な配慮がなされていない
- 長崎県の「人権侵害」とも言える対応

4. 鍵となるスケジュール

- 現在～2017年9月（事業認定有効期間：1年～最長4年）
- 長崎県が地権者の同意を得ずにダムを実現させるには、2017年9月までに未買取地の収用裁決を県収用委員会に申請しなければならない。明渡裁決決定後、期限内に土地と建物が明け渡されなければ、県が行政代執行で建物を取り壊すことができる。
- 2015年4～5月：県収用委員会が4世帯の農地約5,000㎡の裁決を予定。また、中断されていた付替え道路工事の再開も予想される。

5. 現地の活動団体

- 石木ダム建設絶対反対同盟（川棚町／連絡員：岩下和雄）
ダム建設予定地の地権者が構成する団体で、強制収用の阻止・ダム計画の中止を求め続けている。
- 石木川まもり隊（佐世保市／代表：松本美智恵）
不要なダムから石木川を守るために、石木ダム問題の情報発信と世論喚起に努め、石木ダム建設絶対反対同盟の活動を支援する市民グループ。
- 石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会（川棚町／代表 森田正昭）
- 石木川の清流とホテルを守る市民の会（長崎市／事務局長 田代圭介）
- 水問題を考える市民の会（佐世保市／代表 篠崎正人）

佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測
(佐世保地区)

